

環境会計ガイドライン改訂検討会 報告書

平成 14 年 3 月

環 境 省

環境会計ガイドラインの改訂にあたって

(1) 環境会計ガイドラインの公表と改訂の経緯

環境会計は、企業や組織（企業等）の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つです。企業等にとっては、自社の環境保全への取組をより効率的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となり、企業等を取り巻く利害関係者にとっては、統一的な枠組みを通じて企業等の環境保全への取組を理解するための有効な情報となります。

環境省では、環境会計への取組を支援するために、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを目的として、平成11年3月に「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間取りまとめ）」を公表し、続いて、平成12年5月には「環境会計に関する企業実務研究会」や、日本公認会計士協会との共同研究会、「環境会計システムの確立に関する検討会」等での検討結果を踏まえ「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」（以下、環境会計ガイドライン（2000年版）とします。）を取りまとめ、公表しました。

その後、平成13年2月に「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000年度版 - 」、 「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」、平成13年5月に「環境会計ガイドブック」を公表しています。

環境会計ガイドライン（2000年版）の公表以降、環境会計を導入する企業は大幅に増加し、平成12年度には約350社に達しています（環境省「環境にやさしい企業行動調査」）。しかし、一方で、導入していない企業の約40%が、導入していない理由として「どのように集計すべきか分からない」と回答しています（同調査）。

本ガイドラインは、環境会計ガイドライン（2000年版）で挙げられていた課題の再検討を行うとともに、環境会計に含まれる様々な概念の意味をより明確にすることを主眼として改訂を行いました。また、「環境会計ガイドブック」、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000年度版 - 」や「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」等の成果、さらには最新の実務上の運用動向も反映させる等により、利用者の利便性が向上するように改訂しています。

(2) 環境会計ガイドラインの目的

企業等が環境保全への取組を環境会計として表現することにより、利害関係者が企業等の姿勢や取組を正しく理解し、評価、支援することが社会システムのひとつとして定着しつつあります。

本ガイドラインは、このような動きを踏まえ、企業等における環境会計の導入、実践を支援することを目的としています。

そのため、本ガイドラインに沿って作成された環境会計情報ができるだけ比較可能なものとなるように我が国における環境会計に関する基本的な考え方を取りまとめています。

なお、国際的にも環境会計の議論が進展中であり、さらに今後の実務の発展を踏まえさらなる改訂が必要になると考えられることから、本ガイドラインを「環境会計ガイドライン 2002 年版」として公表することとしました。

(3) 環境会計ガイドライン改訂にあたっての基本的考え方

改訂は、次の考え方に沿って行いました。

- ・環境会計ガイドライン(2000年版)が既に多くの企業で活用されている実態を踏まえ、継続性が保てるよう、基本的な枠組みを維持する。
- ・環境会計ガイドライン(2000年版)における課題を再検討し、環境会計の様々な概念を明確にするとともに、最新の実務上の運用動向に配慮し、本ガイドラインの利用者に誤解を与えないようにする。
- ・「環境会計ガイドブック」¹⁾、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000年度版 - 」や「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」等の内容を反映させる。

ガイドライン本文には、現時点での国内外での研究動向や実務上の運用動向を勘案して、環境会計についての共通に活用できる原則を示すとともに、その考え方について補足的な説明を加えています。

(4) 環境会計ガイドライン改訂の要点

ア 外部機能の一層の明確化

従来から内部機能だけでなく、外部機能の有効性も説いていましたが、外部機能をより明確化しました。環境会計情報が、環境報告書の一部として公表される情報であると位置づけられることを明らかにし、環境会計の外部報告を念頭にした一般的要件を設定しました。さらに、環境会計情報の利用者の誤解を防ぐため、基本となる事項や開示項目等、必要な情報を明瞭に表示することとしました。

イ 環境保全コストの精緻化

環境保全コストは、環境会計ガイドライン(2000年版)において一定の整理がなされているため、既存の枠組みを維持しつつ、個別の環境保全コストの内容をより精緻化しました。また、実務の利便性を図るため、財務会計との関係を明らかにしました。

ウ 環境保全効果の体系化

環境保全効果を、「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000年度版 - 」に準拠し、事業活動との関連から体系的に区分しました。外部に公表する場合の表現方法についても、同様の体系による区分を明確にしました。また、環境保全効果の算定方法について、新たに一定の考え方を提示しました。

エ 環境保全対策に伴う経済効果の体系化

環境保全対策に伴う経済効果について、発生の確実さ及び発生形態によって、その概念を整理し、財務会計との関係を明らかにしました。また、環境保全対策に伴う経済効果の算定方法について、新たに一定の考え方を提示しました。

(5) 今後の課題

環境会計の普及と促進を図るためには、企業等の実務者や消費者、取引先、投資家、従業員等の利害関係者を含む環境会計情報の利用者の利便性を一層高めていくことが必要です。

そのためには、環境会計情報の企業内部での活用手法の確立や環境経営指標の開発、さらに環境会計情報の適正な評価のため、比較可能性の向上や信頼性の確保を図っていくことが重要です。

また、環境会計の手法として、環境保全効果の貨幣単位による評価、環境保全対策に伴う経済効果のうち推定的効果の認識・測定の基準、事業活動から産出する財・サービスの使用時・廃棄時の環境保全効果の算定、維持的な性格を持つコストに対応する効果の測定、環境ビジネスへの応用、連結環境会計の手法等について、今後の実務、研究の進展に対応し、本ガイドラインを改訂していく必要があると考えます。

(6) 環境会計ガイドライン改訂検討会の設置

本ガイドラインの改訂にあたっては、環境省内に下記のメンバーから成る「環境会計ガイドライン改訂検討会」を設置し、合計5回の会合を重ね、検討してきました。本報告書は、その検討結果をまとめたものです。

「環境会計ガイドライン改訂検討会」委員名簿（敬称略、五十音順）

(座長)	河野 正男	横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授
	郡嶌 孝	同志社大学経済学部教授
	上妻 義直	上智大学経済学部長
	國部 克彦	神戸大学大学院経営学研究科教授
	小林 珠江	株式会社西友 環境推進室長
	多田 博之	ソニー株式会社 社会環境部社会環境リレーション室長
	則武 祐二	株式会社リコー 社会環境本部環境経営推進室長
	水口 剛	高崎経済大学経済学部助教授
		日本公認会計士協会環境会計専門部会長
	宮多 良	キリンビール株式会社 社会環境部担当部長
	森下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表
	矢部 浩祥	中央大学商学部教授
	(事務局)	環境省 総合環境政策局 環境経済課

環境会計ガイドライン
2002年版

平成14年3月

環境省

目 次

はじめに.....	1
1．環境会計とは.....	3
1.1 環境会計の定義.....	3
1.2 環境会計の機能と役割.....	3
1.3 環境会計の一般的要件.....	4
1.4 環境会計の構成要素.....	6
2．環境会計の基本事項.....	8
2.1 環境会計において基本となる重要な事項.....	8
2.2 対象期間と集計範囲.....	8
3．コスト及び効果の算定.....	10
3.1 環境保全コスト.....	10
3.2 環境保全効果.....	16
3.3 環境保全対策に伴う経済効果.....	22
4．環境会計情報の開示.....	24
4.1 環境会計の開示における記載事項.....	24
4.2 環境会計公表用フォーマット.....	27

はじめに

(1) 環境会計に取り組む背景

今日、企業等の経営戦略に、環境への対応を具体化し、環境保全への取組を内部化するという環境経営を展開する企業等が増えています。環境会計への取組は、そうした環境経営の一環です。

環境会計情報は、企業等の内部利用にとどまらず、環境報告書を通じて社会に公表されています。

環境会計情報が環境報告書の重要な項目として開示されることにより、情報の利用者は企業等の環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて、より総合的に企業等の環境情報を理解することができます。

(2) 環境会計の必要性

環境保全への取組状況を定量的に管理することは、事業経営を健全に保つ上で有効です。すなわち、企業等が環境保全に取り組んでいくにあたって、自らの環境保全に関する投資額や費用額を正確に認識・測定して集計・分析を行い、その投資や費用に対する効果を知ることが、取組の一層の効率化を図るとともに、合理的な意思決定を行っていくうえで極めて重要であるからです。

また、公共財としての環境資源を用いて事業活動を展開する企業等は、消費者、取引先、投資家、従業員等の利害関係者（ステイクホルダー）に対して説明責任（アカウンタビリティ）を有しています。環境会計情報の開示は、そうした説明責任を履行する重要な手段の一つであり、その結果、企業等の社会的信頼が高まり、適正な評価を確立していくことにつながります。

(3) 本ガイドラインで取り扱う環境会計

環境会計には、様々な概念があります。

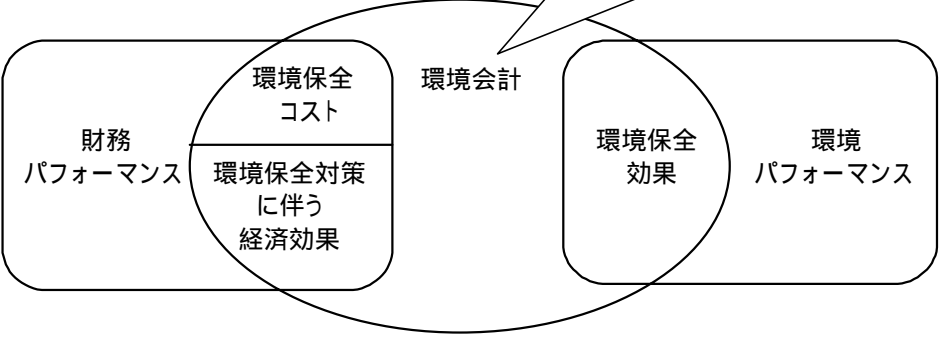
環境会計は、その対象とする範囲から見ると、国や地域を対象とする環境会計と企業等を対象とする環境会計に分けられます。

本ガイドラインで取り扱う環境会計は、主として企業等を対象とする環境会計です。ここで、企業等には、民間企業のほか公益法人、地方公共団体等の団体も含まれます。

企業等を対象とする環境会計は、盛り込まれる情報の種類から見ると、貨幣単位の情報を集計した環境会計と、物量単位の情報を集計した環境会計とがあり、それぞれ数値及びそれを説明する記述情報で表現されます。

本ガイドラインが取り扱う環境会計は、環境保全コスト（貨幣単位）、環境保全効果（物量単位）及び環境保全対策に伴う経済効果（貨幣単位）を構成要素としています。言い換えれば、企業等の活動を貨幣単位で表現した財務パフォーマンスの部分である環境保全コスト及び環境保全対策に伴う経済効果と、物量単位で表現した環境パフォーマンスの部分である環境保全効果とを体系的に認識・測定・伝達する仕組みです。

環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組み



1. 環境会計とは

1.1 環境会計の定義

本ガイドラインが取り扱う環境会計は、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みとします。

ここで、環境保全とは、事業活動その他の人の活動に伴って環境に加えられる影響であって、環境の良好な状態を維持する上での支障の原因となるおそれのあるもの（環境負荷）の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組を言います。

1.2 環境会計の機能と役割

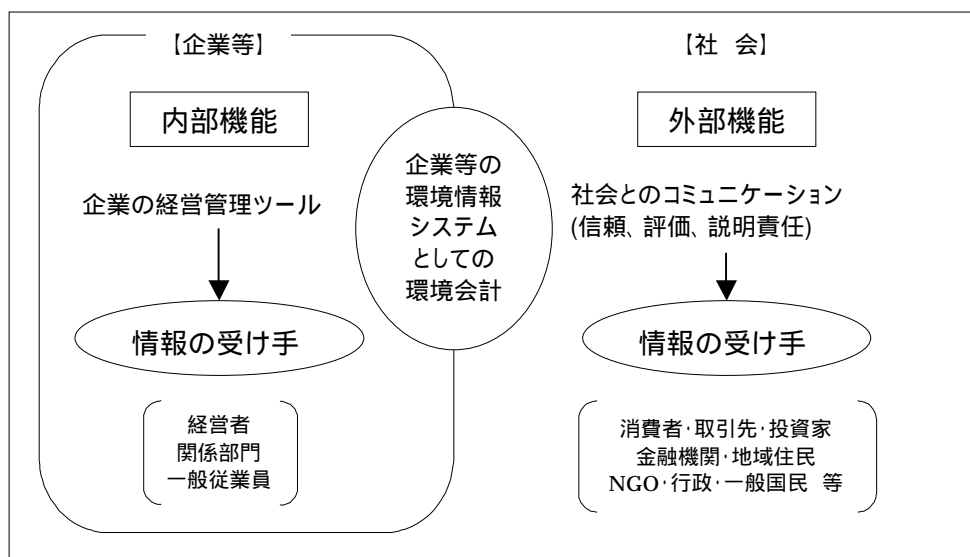
環境会計の機能は内部機能と外部機能に分けられます。

（１）内部機能

企業等の環境情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能です。

（２）外部機能

企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や投資家、地域住民等の外部の利害関係者の意思決定に影響を与える機能です。



内部機能は、企業等の内部において、環境保全対策に要したコストとその効果を評価して環境保全対策をより効率的、効果的なものにするために、また、環境保全活動が事業活動に与える影響を把握するために有効です。すなわち、経営者や関係部門等による環境情報システムとしての環境会計の利用を通して、経営管理ツールとしての役割が期待されます。

外部機能は、環境会計情報を、環境報告書を通じて環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて公表することによって、企業等の環境保全への取組を利害関係者に伝達するために有効です。公表は企業等の社会的信頼を高め、社会的評価を確立していくことにつながります。すなわち、外部の消費者、投資家、地域住民等に対して説明責任を果たすと同時に、環境保全の観点も含めた、より適切な企業評価に結びつく役割が期待されます。

1.3 環境会計の一般的要件

(1) 目的適合性

環境会計は、企業等の環境保全のためのコストとその活動により得られた効果に関して、利害関係者の意思決定に資する有用な情報を提供すべきです。【解説 01】

【解説 01】適合すべき目的

目的とは、利害関係者の意思決定に役立つ情報を提供することです。

ア 重要性

目的適合性については、重要性を考慮すべきです。【解説 02】

【解説 02】重要性の側面

重要性には、量的な重要性和質的な重要性の側面があります。量的な重要性では、貨幣単位又は物量単位で測定された情報の定量的な影響の程度を勘案し、質的な重要性では、情報の性質を環境保全上の観点や将来的な影響の程度から勘案します。

(2) 信頼性

環境会計は、情報の重大な誤り及び偏りを排除し、利害関係者から信頼を得るべきです。

ア 正当性

環境会計情報を開示する場合は、正確かつ妥当に記述すべきです。【解説 03】

【解説 03】忠実な表現

正当性は、記述内容が忠実に表現されていること意味し、記述内容に誤りがなく正確であることに加え、環境会計に合理的に期待される情報について誤解のないように適切に表現することが必要です。

イ 実質性

単に形式的な開示に従うにとどまらず、環境保全活動の実態に即して情報開示の必要性を判断すべきです。【解説 04】

【解説 04】実質の優先

本ガイドラインに提示した形式だけでは、情報の実質的な内容が十分に伝わらない場合には、必要な追加情報を記述する等、より実態に即した情報を開示します。

ウ 中立性

公正不偏の態度で記述すべきです。【解説 05】

【解説 05】公正不偏の態度

公正不偏の態度とは、恣意的に特定の情報を選択したり、意図的に一定の結論を誘導したりすることのない態度です。

エ 網羅性

すべての環境保全活動について、重要な情報を漏れなく対象とすべきです。

オ 慎重性

不確実性を伴う情報は、慎重に取り扱い、その性質、対象範囲、判断根拠を明らかにすべきです。【解説 06】

【解説 06】慎重な取扱い

将来的に期待される成果あるいは予想される包括的な影響の取扱いについては、十分な吟味が必要です。これらの成果あるいは影響を開示する場合には、情報の前提条件と根拠を明らかにする等、利害関係者の誤解を招かないための配慮が求められます。

(3) 明瞭性

環境会計は、利害関係者に対し、必要な環境会計情報を明瞭に表示し、企業等の環境保全への取組状況に関する判断を誤らせないようにすべきです。【解説 07】

【解説 07】理解容易な表現

利害関係者が、開示された情報を容易に理解するためには、できる限り簡潔に表現することが求められます。ただし、内容が複雑であっても重要な情報は開示されることが必要です。

(4) 比較可能性

環境会計は、企業等の各期を通じて比較可能であり、かつ異なる企業間を通じて比較可能である情報を提供すべきです。【解説 08】

【解説 08】 比較可能性の確保

環境会計情報を開示する場合は、利害関係者に誤解を与えないように比較可能性を確保することが大切です。比較の方法としては同一企業における期間比較と同業種等における企業間比較があります。現状では、全ての企業等が本ガイドラインに従ったとしても、手法の確立していない部分については、比較が困難な場合もあります。従って、本ガイドラインにおいては、将来的には比較可能となるような方向を目指しつつ、複数の手法が選択できる場合に、その手法の内容を明確にするように取り扱うこととしています。

(5) 検証可能性

環境会計情報は、客観的立場から検証可能であるべきです。【解説 09】

【解説 09】 検証可能な情報

検証可能な情報とは、当該情報の作成者と同一の前提、根拠、基準及び方法等を使用した場合に、事実上同一の結果となるような情報です。

1.4 環境会計の構成要素

本ガイドラインにおける環境会計は、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた 2 種類の効果を対象として、次の構成要素からなります。

(1) 環境保全コスト

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定します。

投資額とは、対象期間における環境保全を目的とした支出額で、その効果が数期にわたって持続し、その期間に費用化されていくもの(財務会計における償却資産の当期取得額)とします。

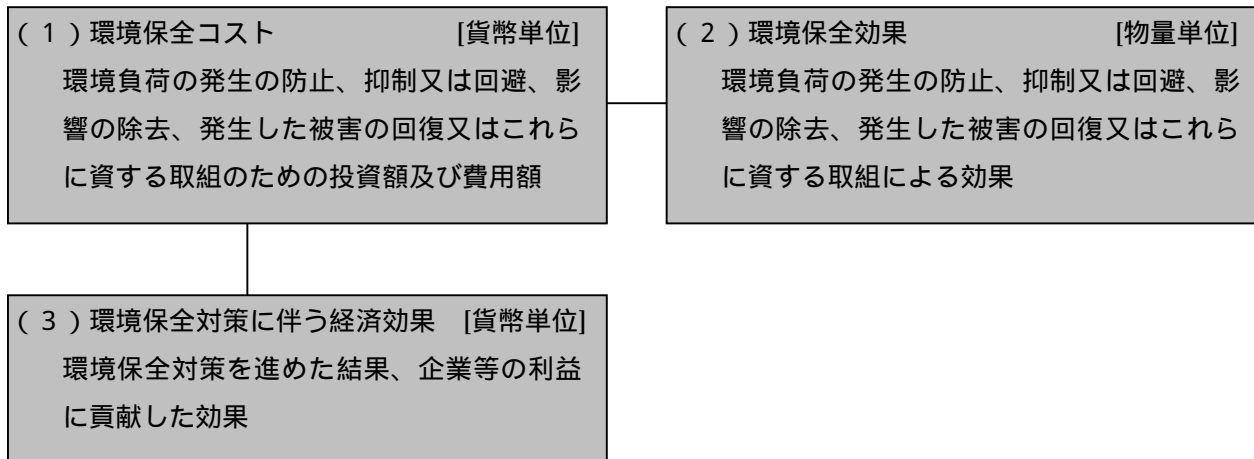
費用額とは、環境保全を目的とした財・サービスの費消によって発生する財務会計上の費用又は損失とします。

(2) 環境保全効果

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定します。

(3) 環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果とし、貨幣単位で測定します。



本ガイドラインで取り扱う環境保全コストには、いわゆる社会的コストは含めないこととします。社会的コストは、企業等によって通常負担されるコストとは異なり、第三者としての社会が負担しているコストとします。【解説 10】

【解説 10】 社会的コスト

企業等の環境保全への取組には、単に法規制を遵守するか、より積極的に環境負荷を低減すべく展開するか等、多様な選択肢があり、取組内容によって、生じる環境保全コストは増減します。

企業等の環境保全への取組は、その事業活動において発生する環境負荷の全てを低減させるわけではないため、企業等が環境負荷を発生させてしまうことによって、関係のない第三者に何らかの負担、すなわち健康被害、農産物や漁業への被害などのいわゆる社会的コストが発生することになります。

2．環境会計の基本事項

2.1 環境会計において基本となる重要な事項

環境会計を実施する前提として、まず、環境会計に取り組む目的を明確にしておくべきです。環境会計の目的は、企業等の環境保全に関する経営方針や目標と適合したものとすることが必要です。

次に、環境会計の実施に際しては、

- ・対象期間
- ・集計範囲
- ・環境保全コストの算定基準
- ・環境保全効果の算定基準
- ・環境保全対策に伴う経済効果の算定基準

について定めておく必要があります。また、環境会計の公表に際しては、上記の事項について開示するとともに、変更があった場合には、変更した旨、内容、理由及び影響を記載するものとします。

2.2 対象期間と集計範囲

(1) 対象期間

対象期間は、原則として環境報告書と同一とします。基本的には、企業等の財務会計情報と環境保全活動及び環境会計情報とが整合するように当該企業等の事業年度と一致させるべきです。【解説 11】

(2) 集計範囲

集計範囲は、原則として環境報告書と同一とします。基本的には、全社とすべきです。また、必要に応じて、企業集団や事業所といった範囲での集計を行うことも有効であり、企業等の実態に即して順次集計範囲が広がることが望まれます。【解説 11】

ア 全社

企業等の財務会計情報と環境保全活動及び環境会計情報とが整合するように、原則として財務会計上の会計単位と同一の企業等の全体を対象とします。

イ 企業集団

財務会計上の子会社及び関連会社等からなるグループを対象とします。企業等の事業活動では単一企業等だけではなく、子会社等へ生産移転をしている場合等があり、当該企業等の環境保全活動や環境負荷の実態を把握するためには、企業集団全体で環境会計を集計する必要があります。

企業集団の範囲は、原則として連結財務諸表の連結の範囲に準じます。これには、企業集団の経済活動と環境会計情報との関係がわかりやすくなるという

利点があります。

また、環境保全活動上の重要性、すなわち企業集団全体に占める環境負荷量及び環境保全コストの割合で判断する方法も挙げられます。

ウ 事業所

個別の事業所を対象とします。

個別の事業所を対象に環境会計を集計することにより、企業等にとっては、地域の環境問題に対する環境保全対策を効率的・効果的に進めるための情報が得られます。また、この結果を公表することは、主たる利害関係者である地域住民とのコミュニケーションの促進に役立ちます。

【解説 11】 対象期間と集計範囲

一般的には、環境報告書の対象期間や集計範囲と同一になると考えられますが、連結情報の取扱い等で異なる場合も想定されますので、対象期間と集計範囲を再度明記します。

3 . コスト及び効果の算定

3.1 環境保全コスト

環境保全コストは、環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定します。

3.1.1 環境保全コストの内容

(1) 投資額及び費用額

投資額は、企業等の償却資産への設備投資額のうち、環境保全を目的とした支出額を計上します。

これは、環境保全対策に係る効果が長期間にわたって及び環境保全対策への資金投入に関する情報を得るためのものです。

費用額は、企業等の費用のうち、環境保全を目的とした発生額を計上します。

これは、当期の環境保全対策に係る効果に対応する発生費用に関する情報を得るためのものです。

(2) 目的基準

各々のコストが環境保全コストに該当するかどうかの判断は、目的基準によります。目的基準とは、環境保全目的で投下されたコストを抽出する基準です。

3.1.2 環境保全コストの分類

本ガイドラインでは、事業活動を環境負荷との関係から主たる事業活動、管理活動、研究開発活動、社会活動及びその他の領域に分けて整理します。

主たる事業活動とは、財・サービスの購入から製造、流通を経て、販売又は提供に至る一連の事業活動のうち、管理活動、研究開発活動、社会活動を除いた部分とします。

分 類	内 容
事業エリア内コスト	主たる事業活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト
上・下流コスト	主たる事業活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト
管理活動コスト	管理活動における環境保全コスト
研究開発コスト	研究開発活動における環境保全コスト
社会活動コスト	社会活動における環境保全コスト
環境損傷対応コスト	環境損傷に対応するコスト
その他コスト	その他環境保全に関連するコスト

(1) 事業エリア内コスト

企業等の主たる事業活動により事業エリア内で生じる環境負荷を低減する取組のためのコストとします。事業エリアとは、企業等が直接的に環境への影響を管理できる領域とします。事業エリア内コストは、環境保全の分野との関係で公害防止コスト、地球環境保全コスト、資源循環コストの3つに分かれます。

(1) - 1 公害防止コスト

公害とは、事業活動等が原因で生じた有害な影響によって、人の健康又は生活環境に関する被害が生じることで、具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下が挙げられます。

公害防止コストは、公害防止のために、生産設備の環境負荷を低減する取組又は生産設備の末端に付加した施設・設備（エンド・オブ・パイプ）のためのコストとします。

【解説 12】

大気汚染防止（酸性雨防止を含む）のためのコスト

水質汚濁防止のためのコスト

土壌汚染防止のためのコスト

騒音防止のためのコスト

振動防止のためのコスト

悪臭防止のためのコスト

地盤沈下防止のためのコスト

その他の公害防止のためのコスト

【解説 12】 公害防止コストの性格

公害防止コストには、エンド・オブ・パイプでの取組だけではなく、クリーナー・プロダクションのための費用も含まれます。また、法的規制を遵守するための維持的な性格を持つコストも含まれます。

(1) - 2 地球環境保全コスト

地球環境保全コストとは、人の活動により地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全コストのことで、地球温暖化防止、オゾン層保護、その他の地球環境保全のためのコストとします。【解説 13】

地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト

オゾン層破壊防止のためのコスト

その他の地球環境保全のためのコスト

【解説 13】 地球温暖化防止のためのコスト

地球温暖化防止のためのコストとしては、温室効果ガスの排出抑制、吸収・固定のためのコスト等があります。

(1) - 3 資源循環コスト

資源循環とは、有価・無価を問わず有用な資源を循環的に利用することであり、資源循環コストとは持続可能な資源循環の取組のためのコストとします。【解説 14】

資源の効率的利用のためのコスト【解説 15】

産業廃棄物のリサイクル等のためのコスト【解説 16】

一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト【解説 16】

産業廃棄物の処理・処分のためのコスト【解説 17】【解説 18】

一般廃棄物の処理・処分のためのコスト【解説 17】【解説 18】

その他の資源循環に資するコスト

【解説 14】 副産物売却収入等の取扱い

廃棄物等の中間処理によって得られた有価物等を売却した収入は、環境保全対策に伴う経済効果に該当しますので、資源循環コストとは相殺できません。

【解説 15】 資源の効率的利用のためのコストの範囲

生産段階において廃棄物の発生そのものを抑制する取組のコストや、水の循環的利用のためのコストが該当します。例えば、原材料等の歩留り向上や、節水、雨水利用のコスト等が挙げられます。

【解説 16】 廃棄物のリサイクル等のためのコストの範囲

再使用、再生利用のためのコスト等が該当します。例えば、リサイクル目的のための外部委託コストが挙げられます。

【解説 17】 廃棄物の処理・処分のためのコストの範囲

廃棄物の中間処理のためのコスト(リサイクル等のためのコストを除く)及び最終処分のためのコストが該当します。例えば、熱回収や汚泥の脱水のためのコスト、埋め立てのためのコストが挙げられます。

【解説 18】 廃棄物の処分コストの性格

廃棄物の処分コストは、環境負荷の発生を予防するものではなく、すでに発生した環境負荷に事後的に対応するためのコストです。

(2) 上・^{じょう・かりゅう}下流コスト

事業エリアの上流域(事業エリアに財・サービスを投入する前の領域)で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト、及び企業等が生産・販売した製品、容器包装等の使用消費・廃棄等に伴い、事業エリアの下流域(事業エリアから財・サービスを産出・排出した後の領域)で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト並びにこれに関連したコストとします。【解説 19】

環境負荷の低減に資する財・サービス(環境物品等)の調達購入(いわゆるグリーン購入)に伴い発生した通常の購入との差額コスト
環境物品等を提供するための追加的コスト
容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト
製品・商品等の回収、リサイクル、再商品化、適正処理のためのコスト
その他の上・下流コスト【解説 20】

【解説 19】 有価物売却収入等

回収した製品・商品等の中間処理によって得られた有価物の売却収入は、環境保全対策に伴う経済効果に該当しますので、上・下流コストとは相殺できません。

【解説 20】 業界団体等の環境保全コスト負担金の取扱い

業界団体等が行う ~ に関連した環境保全活動に資するための負担金は、その他の上・下流コストに含めます。

(3) 管理活動コスト

企業等の環境保全のための管理活動であって、事業活動に伴い発生する環境負荷の抑制に対して間接的に貢献する取組のためのコストや、環境情報の開示等、企業等が社会とのコミュニケーションを図る取組のためのコストとします。

環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト
環境情報の開示及び環境広告のためのコスト
環境負荷監視のためのコスト【解説 21】
従業員への環境教育等のためのコスト
事業所及び事業所周辺の自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト

【解説 21】 環境負荷監視のためのコストの範囲

個別の環境負荷項目を監視するためのコストであり、化学物質の環境への排出量・移動量を把握する（PRTR等）ためのコストを含みます。

（４）研究開発コスト

企業等の研究開発活動のためのコストのうち、環境保全に関するコストとします。

環境保全に資する製品等の研究開発コスト

製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発コスト

その他、物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コスト

（５）社会活動コスト

企業等の事業活動に直接的には関係のない社会活動における環境保全に関する取組のためのコストとします。

事業所及び事業所周辺を除く自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト

環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト

地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト

（６）環境損傷対応コスト

企業等の事業活動が環境に与える損傷に対応して生じたコストとします。【解説 22】

自然修復のためのコスト

環境保全に関する損害賠償等のためのコスト

環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料

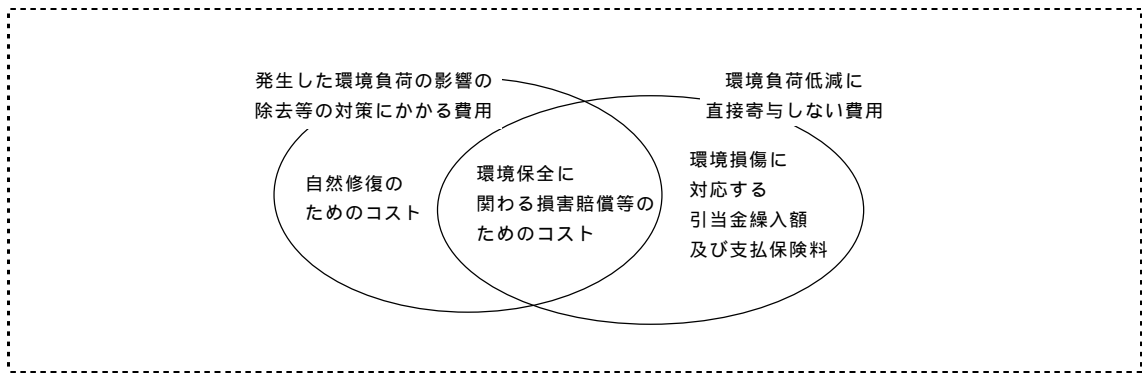
【解説 22】 環境損傷対応コストの性格

自然修復のためのコストは、発生した環境負荷の影響の除去等の対策にかかる費用です。

引当金繰入額や支払保険料は、事後的にかかる環境損傷対応コストの企業負担を平準化又はリスク転嫁させるための費用であり、直接的には環境負荷の低減には寄与しません。

損害賠償のためのコストは事後的に発生する費用であると同時に、環境負荷の低減に直接的には寄与しない費用です。

なお、環境損傷対応コストは、発生しない方が望ましいコストであり、環境保全への取組を適正に実施することにより低減されます。



(7) その他コスト

環境保全コストのうち、これまで列挙した項目には当てはまらないコストとします。
 なお、その他環境保全に関連するコストを開示する場合には、その内容、対象範囲、分類の根拠を明記することとします。

3.1.3 環境保全コストの集計方法

環境保全コストの把握は、直接識別できる場合と複合コストとして認識される場合があります。

複合コストとは、環境保全コストとそれ以外のコストとが結合した投資額及び費用額とします。

(1) 直接識別できる場合は、当該額を環境保全コストとして集計します。

(2) 複合コストの場合は、次のとおりの優先順位に従い、いずれかの方法で集計します。

ア 差額集計

環境保全コスト以外のコストを控除した差額を集計します。

イ 合理的基準による按分集計【解説 23】

差額集計できない環境保全コストについては、支出目的による合理的な按分基準を定めて按分集計します。

ウ 簡便な基準による按分集計【解説 24】

差額集計も合理的基準による按分集計もできない環境保全コストについては、簡便な按分比率を定めて按分集計します。

【解説 23】 合理的な基準による按分比率の設定方法

(1) 人件費の場合

実際の職務内容と環境保全との関係を考慮して、例えば兼務職員の場合に一定期間の労働時間配分比率等を用います。

(2) 減価償却費の場合

環境保全のための特定の機能又は部位の取得価額が、当該設備全体の取得価額に占める割合や、同一プラント内における面積比等を用います。

【解説 24】 簡便な基準による按分比率の設定方法

(1) 複合コストの主たる部分が環境保全コストであると認められる場合
全額を集計することができます。

(2) 環境保全コストの全体に占める割合が僅少であると認められる場合
当該コスト項目の集計額をゼロとすることができます。

(3) 環境保全コストが相当の割合で含まれていると認められる場合
例えば、10%、50%のように一定割合を集計すべき額とみなすことができます。これらにより設定した比率は、その根拠とともに基本となる重要な事項として記載します。

3.2 環境保全効果

環境保全効果は、環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定します。

なお、物量単位で測定された環境保全効果について、その経済価値を評価することにより、貨幣単位で表現する試みもあります。現在、環境経済学等においては、環境の経済価値について様々な評価手法が開発されていますが、環境会計に適用できる評価手法はまだ確立されていません。一方、このような環境保全効果の経済価値の評価によって、複数の環境負荷を貨幣単位で単一指標に統合でき、それによる様々な利用の可能性も指摘されていることから、今後の実務、研究の進展に期待することとします。

3.2.1 環境保全効果の分類

環境保全効果の分類は、コスト対効果を把握する観点から、環境保全コストの分類に対応させることが望まれます。しかし、環境保全効果のうち環境保全コストの各分類に対応する部分を抽出するのが実務上困難な場合は、判明する部分だけ対応関係を明示するか、あるいは、環境保全コスト全体と環境保全効果全体を対応させることも可能です。

また、環境保全効果は、事業活動との関連から次の4つに区分されます。

- ・事業活動に投入する資源に関する環境保全効果
- ・事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果
- ・事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果
- ・輸送その他に関する環境保全効果

3.2.2 環境保全効果の表現方法

環境省で提示している環境パフォーマンス指標を用いた環境保全効果の指標について、事業活動との関連から区分して、次表に示します。

企業等は、次表の中から、環境保全効果の把握・評価に有効な指標を選択し、独自の指標を用いる場合はその内容、算定根拠等を明記します。

指標には、減少値の指標と増加値の指標とがあり、また、量で表す指標と比率で表す指標とがあります。

- ・量で表す指標の場合は、基準期間と当期との環境負荷の総量の差として算定します。なお、原単位を比較した差を併記することも可能です。
- ・比率で表す指標の場合は、基準期間と当期との比率の差として算定します。なお、基準期間と当期との双方について比率そのものの値も表記します。

【解説 25】【解説 26】

【解説 25】 基準期間

基準期間は原則として前期とします。ただし、特定の環境パフォーマンス指標等について前期以外の基準期間を設けている場合は、そのような基準期間と当期とを比較した差を併記することも可能です。

【解説 26】 原単位及び事業活動量

原単位とは、事業活動量 1 単位あたりの環境負荷とすることとします。事業活動量 1 単位あたりの資源投入量と、事業活動量 1 単位あたりの環境負荷物質の排出量とがあります。

事業活動量としては、売上高、販売金額・数量、生産金額・数量等があります。財・サービスの内容や集計単位に応じて、環境負荷と関連のある指標を選択します。

表 環境保全効果の指標（事業活動との関連による区分）

	減少値の指標	増加値の指標
事業活動に投入する資源に関する環境保全効果 【解説 27】	【エネルギーの投入】 エネルギー消費量の減少	エネルギー消費量における再生可能エネルギーの比率の増加
	【水の投入】 水使用量の減少	
	【各種資源の投入】 各種資源の投入量の減少	資源投入量における再生資源の比率の増加
	【その他】	
事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果 【解説 28】 【解説 29】	【大気への排出等】 環境負荷物質の排出量の減少 騒音、振動の減少 悪臭の減少	
	【水域、土壌への排出】 排水量の減少 環境負荷物質の排出量の減少	
	【廃棄物等の排出】 廃棄物等の総排出量の減少 有害な廃棄物の排出量の減少 廃棄物中の環境負荷物質の含有量の減少	廃棄物等の総排出量における循環的な利用量の比率の増加
	【その他】	
事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果 【解説 29】 【解説 30】	使用時の環境負荷の減少 廃棄時の環境負荷の減少	回収された使用済み製品、容器、包装における循環的な使用量の比率の増加
輸送その他に関する環境保全効果 【解説 29】 【解説 31】	輸送量の減少 輸送に伴う環境負荷の減少	

【解説 27】 事業活動に投入する資源に関する環境保全効果の指標

(1) エネルギー消費量の減少

エネルギー消費量とは、電気及び各燃料別の消費量について単位を統一して合計した値とします。

(2) エネルギー消費量における再生可能エネルギーの比率の増加

エネルギー消費量における再生可能エネルギーの比率は、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{エネルギー消費量における再生可能エネルギーの比率} \\ & = \text{再生可能エネルギー消費量の合計値} \div \text{エネルギー消費量} \end{aligned}$$

再生可能エネルギーとしては、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱、小水力によって発電・熱供給されるエネルギー等があります。

(3) 水使用量の減少

水使用量には、事業所内で再利用等を行い循環的に利用している量は含まないこととします。

(4) 各種資源の投入量の減少

業種・業態によって、事業活動に投入する資源は異なります。企業等は、実態に応じて資源の種類を選択します。

なお、各種資源の中には、環境中に排出された場合に、有害な影響を及ぼす恐れのある物質もあります。このような物質についても、環境中への排出の未然防止の観点から、投入量の減少値を算定します。

(5) 資源投入量における再生資源の比率の増加

資源投入量における再生資源の比率は、次の式で算定します。

$$\text{資源投入量における再生資源の比率} = \text{再生資源の投入量} \div \text{資源投入量}$$

【解説 28】 事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果の指標

(1) 環境負荷物質の排出量の減少

業種・業態によって、環境負荷物質の種類は異なります。企業等は、実態に応じて、環境負荷物質の種類を選択します。

(2) 騒音、振動の減少、悪臭の減少

個々の事業所ごとに用いる指標であり、全社の合計にはなじみません。

(3) 排水量の減少

排水量は、次の式で算定します。

$$\text{排水量} = \text{公共用水域への排水量} + \text{下水道への排水量}$$

(4) 廃棄物等の総排出量の減少

廃棄物等の総排出量は、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{廃棄物等の総排出量} \\ & = \text{企業等が当該企業等の事業エリア外に排出・搬出した廃棄物等の量} \\ & + \text{企業等が当該企業等の事業エリア内に埋立した廃棄物等の量} \end{aligned}$$

廃棄物等とは、「循環型社会形成推進基本法」における規定によります。

(5) 廃棄物等の総排出量における循環的な利用量の比率の増加

廃棄物等の総排出量における循環的な利用量の比率は、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{廃棄物等の総排出量における循環的な利用量の比率} \\ & = \text{廃棄物等の総排出量のうち循環的に利用された量} \div \text{廃棄物等の総排出量} \end{aligned}$$

廃棄物等の循環的な利用には、再使用、再生利用、熱回収が該当します。再使用量と再生利用量は合算することも可能ですが、熱回収された量は区別して算定します。

(6) 有害な廃棄物の排出量の減少

有害な廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物とします。

(7) 廃棄物中の環境負荷物質の含有量の減少

業種・業態によって、環境負荷物質の種類は異なります。企業等は、実態に応じて、環境負荷物質の種類を選択します。

【解説 29】 環境負荷物質

環境負荷物質とは、各種の法規制、基準等の対象となる物質とし、届出義務を有する物質（PRTR 対象物質等）を含みます。

【解説 30】 事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果の指標

(1) 使用時の環境負荷の減少、廃棄時の環境負荷の減少

使用時、廃棄時の環境負荷としては、例えば、事業活動から産出する財・サービスの使用時におけるエネルギー消費や環境負荷物質の排出、廃棄時における廃棄物発生等が挙げられます。

算定にあたっては財・サービスの使用条件等の仮定が多く含まれますので、開示する場合は算定方法を明記します。

(2) 回収された使用済み製品、容器、包装における循環的な利用量の比率の増加

循環的な利用とは、再使用、再生利用、熱回収とします。

再使用量と再生利用量は合算することも可能ですが、熱回収された量は区別して算定します。

【解説 31】 輸送その他に関する環境保全効果の指標

(1) 輸送量の減少

輸送量とは、自社による輸送量及び外部委託による輸送量とします。

(2) 輸送に伴う環境負荷の減少

輸送に伴う環境負荷としては、環境負荷物質の排出や、エネルギーの投入等があります。

3.2.3 環境保全効果の算定方法

環境保全効果は、基準期間における環境負荷量等と当期における環境負荷量等との差として算定します。

次の算定方法のうち、いずれの方法を採用したかについて、明記します。

なお、量で表す指標の場合、方法1、方法2のいずれの方法によることもできますが、比率で表す指標の場合は、方法1によります。

・方法1 基準期間との単純比較による方法

基準期間と当期との環境負荷量等の差を算定します。【解説 32】【解説 34】

環境保全効果

$$= \text{基準期間の環境負荷量等} - \text{当期の環境負荷量等}$$

【解説 32】 基準期間との単純比較による方法の特徴

算定結果には、環境保全対策の効果以外に事業活動量の変動も影響するので、厳密には環境保全コストに対応しません。しかし、算定結果そのものから企業等の環境負荷の全体的変動を捉えることができます。

・方法2 基準期間との事業活動量調整比較による方法

基準期間と当期との事業活動量の増減によって基準期間の環境負荷量等を調整し、調整後の値と当期の環境負荷量等との差を算定します。

【解説 33】【解説 34】

環境保全効果

$$= \text{基準期間の環境負荷量等} \times (\text{当期の事業活動量} \div \text{基準期間の事業活動量}) \\ - \text{当期の環境負荷量等}$$

【解説 33】 基準期間との事業活動量調整比較による方法の特徴

算定結果には、事業活動量の変動が影響しないので、環境保全コストと基本的に対応しています。しかし、事業活動量の増大によって環境負荷が増大する場合でも、当期の原単位が減少していれば環境保全効果が生じるものとして算定されます。このため、算定結果は企業等の環境負荷の全体的な変動と併せて評価される必要があります。

【解説 34】 維持的な性格を持つコストに対応する効果

法規制、基準を遵守するためのコストのように維持的な性格を持つコストの場合には、方法 1、方法 2 では、環境保全効果が生じにくくなることが予想されます。その場合、法規制、基準を達成している旨を記載します。

企業等の環境保全の取組の実態に応じて、上記の方法 1、方法 2 以外の算定方法もあります。【解説 35】

【解説 35】 環境保全の取組に応じた算定方法

各種規制の遵守にとどまらず、より積極的に取り組んだ効果を算定するには、法規制値、基準値と当期との環境負荷量等の差を環境保全効果とする方法があります。

3.3 環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策に伴う経済効果は、環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果とし、貨幣単位で測定します。

3.3.1 環境保全対策に伴う経済効果の内容

環境保全対策に伴う経済効果は、その根拠の確実さの程度によって、実質的效果と推定的効果とに分けることとします。実質的效果は、確実な根拠に基づいて算定される経済効果とし、推定的効果は、仮定的な計算に基づく経済効果とします。

(1) 実質的效果

ア 収益

実施した環境保全活動の結果、当期において実現した財務会計上の収益とします。

主たる事業活動で生じた廃棄物のリサイクル又は使用済み製品等のリサイクルによる事業収入等が該当します。

イ 費用節減

実施した環境保全活動の結果、確実な根拠に基づき、当期において発生しないことが認められた費用とします。

(ア) 環境から事業活動への資源投入に伴う費用の節減

資源投入に伴う費用のうち、資源の循環的利用あるいは効率的利用に伴う原材料費の節減額、省エネルギーによるエネルギー費の節減額、水の循環的利用に伴う用水費の節減額等が該当します。【解説 36】

【解説 36】 資源投入に伴う費用の節減

環境から事業活動に資源を投入する場合、原材料費、エネルギー費、用水費等の費用が発生すると同時に、資源の消費自体が環境負荷の発生となります。環境保全活動により投入資源量を削減することは、環境負荷の低減と同時に、原材料費、エネルギー費、用水費等の費用を節減することになります。

(イ) 事業活動から環境への環境負荷及び廃棄物排出に伴う費用の節減

環境負荷及び廃棄物排出に伴う費用のうち、規制環境負荷物質の排出量削減に伴う法定負担金の節減額、水の循環的利用に伴う排水処理費の節減額、省資源又はリサイクルに伴う廃棄物処理費の節減額等が該当します。

(ウ) 環境損傷対応費用の節減

環境損傷対応費用のうち、従来まで計上していた引当金繰入額及び保険料の費用について、当期において節減できた額等が該当します。

(2) 推定的効果

推定的効果は、経営管理の上で重要な情報であり、主に内部利用が想定される集計項目です。実質的效果に比べて蓋然性が低いか不明であり、推定的要素が含まれるので、慎重に算定しなければなりません。

3.3.2 環境保全対策に伴う経済効果の算定方法

環境保全対策に伴う経済効果のうち推定的効果の算定方法については、確立された方法はありませんので、本ガイドラインでは実質的效果の算定方法のみを述べることとします。

収益の場合は、実施した環境保全活動の結果として、当期において実現した財務会計上の収益を計上します。

費用節減の場合は、環境保全効果の算定方法に準じて、基準期間における費用と当期における費用との差として算定します。

次の算定方法のうち、いずれの方法を採用したかについて、明記します。

・方法1 基準期間との単純比較による方法

基準期間と当期との費用の差を、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{環境保全対策に伴う経済効果} \\ & = \text{基準期間の費用} - \text{当期の費用} \end{aligned}$$

・方法2 基準期間との事業活動量調整比較による方法

基準期間と当期との事業活動量の増減によって基準期間の費用を調整し、調整後の値と当期の費用との差を、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{環境保全対策に伴う経済効果} \\ & = \text{基準期間の費用} \times (\text{当期の事業活動量} \div \text{基準期間の事業活動量}) \\ & \quad - \text{当期の費用} \end{aligned}$$

4 . 環境会計情報の開示

本ガイドラインでは、環境会計の外部機能の観点から、環境報告書を通じて環境会計情報を積極的に開示することを推奨しています。

4.1 環境会計の開示における記載事項

環境会計の開示においては、以下の事項を記載します。

- ・環境会計において基本となる重要な事項
- ・環境会計の集計結果
- ・環境会計の集計結果に対する説明
- ・環境報告書の他の項目との関連等

(1) 環境会計において基本となる重要な事項

ア 環境会計の集計にあたっての前提条件

対象期間【解説 37】

集計範囲【解説 38】

- ・企業集団の場合、関係会社の名称と総数
- ・事業所の場合、事業所の名称、事業所の抽出基準、対象から除かれた主な事業所とその理由

【解説 37】 対象期間についての記載

対象期間が事業年度と異なる場合は、その理由を記載します。

また、集計範囲とする企業集団の中に、環境会計の実施企業等と対象期間が異なる会社等がある場合は、その会社等の名称及び対象期間を記載します。

【解説 38】 集計範囲についての記載

企業集団の範囲が連結財務諸表の範囲と異なる場合は、企業集団の判定基準を記載します。

イ 環境保全コストの算定基準

減価償却費の集計方法【解説 39】

- ・投資額の減価償却費を費用に含めている旨、又は含めていない旨
- ・耐用年数とその根拠

複合コストの計上基準【解説 40】

- ・環境保全コストと通常の事業コストとの按分集計基準とその根拠

【解説 39】 減価償却費の集計方法についての記載

投資額の減価償却費を費用に含めている場合は、投資額と費用額の両方に環境保全コストとして計上されている旨を記載します。

【解説 40】 複合コストの計上基準についての記載

対象コストの種類に応じて複数の集計方法を採用している場合は、それぞれの方法の内容と主たる対象コストを記載します。

ウ 環境保全効果の算定基準

対象とした効果の範囲【解説 41】

投資の効果の発現期間とその根拠
単位の根拠

【解説 41】 対象とした効果の範囲についての記載

事業活動から産出する財・サービスの使用時の環境負荷の減少、廃棄時の環境負荷の減少を対象としている場合は、その旨を記載します。また、算定方法、その根拠についても併せて記載します。

エ 環境保全対策に伴う経済効果の算定基準

対象とした効果の範囲【解説 42】

投資の効果の発現期間とその根拠

【解説 42】 対象とした効果の範囲についての記載

実質的效果のみを対象としている旨、あるいは実質的效果に加え、推定的効果も対象としている旨を記載します。

オ 基本となる重要な事項の変更

基本となる重要な事項に変更があった場合は、変更した旨、内容、理由及び影響（可能な限り定量的に記載）について記載します。

(2) 環境会計の集計結果

環境会計の集計結果を記載します。【解説 43】

環境保全コストと環境保全対策の内容

環境保全効果

環境保全対策に伴う経済効果

【解説 43】 環境会計の集計結果についての記載

企業等の取組に対する利害関係者の理解を促進するためには、環境保全の目標及び進捗状況を併せて示すことが効果的です。

また、過去の環境保全活動を踏まえた理解を促進するためには、3～5期間程度にわたって開示することが効果的です。

(3) 環境会計の集計結果に対する説明

集計結果について、企業等自らが、値の大小に対する評価や前期との増減理由、今後の環境保全活動への活用方針等について、記載します。【解説 44】

【解説 44】 環境会計の集計結果に対する説明についての記載

集計結果に対する利害関係者の理解を容易にするために、企業自らの分析による評価を次の点から説明します。

(1) 企業等の経営環境と関連付けた説明

企業合併、企業分割、工場の開設と閉鎖、業績変動、業務の大規模な外部委託等、企業等の経営環境の変化がある場合は、その内容、現在及び将来の集計結果に与える影響について説明します。

(2) 企業等の環境負荷の実態や環境保全活動と関連付けた説明

環境会計の集計結果の中で、企業等の環境負荷の実態（環境損傷発生のように当期の突発的な事象も含む）や、環境保全活動の取組姿勢との関連を反映して、特に大きな値や顕著な増減が見られる場合は、その理由について説明します。

例としては、環境保全コストの中でも特に研究開発コストが突出している場合や環境保全効果の中で CO₂ 排出量の削減が顕著である場合等が挙げられます。

(3) 過去の環境保全活動と関連付けた説明

環境保全対策を進めるにつれて、同額の追加的環境保全コストを費やしてもその効果は逡減していく傾向があり、環境保全への取組が進んだ企業等ほど、効果が生じにくくなる可能性があります。

このような場合は、当期の環境会計の集計結果を過去の環境保全活動と関連させて、説明します。

(4) 環境報告書の他の項目との関連等

環境会計の内容に対する理解を促進するため、環境報告書の関連する頁を記載します。また、本ガイドラインの他に準拠したガイドラインがあれば、記載します。

4.2 環境会計公表用フォーマット

本ガイドラインでは、社会全体の統一的理解を促進するために、共通した様式の記載例を推奨しています。

ここでは、環境会計情報のとりまとめ方針や取組状況に応じた3つの公表用フォーマット例を示します。

企業等が個々の情報を最も適切に表現できるフォーマットを採用することも可能ですが、その場合は、独自の表現方法の内容、理由、公表用フォーマットとの関係について記載します。

(1) 環境保全コスト主体型：公表用A表

環境保全コストのみに取り組む場合を想定したフォーマットです。環境保全対策の内容を環境保全コストによって明らかにし、効果については要約した定性的情報を記載します。

(2) 環境保全効果対比型：公表用B表

環境保全コストと環境保全効果を対比する場合を想定したフォーマットです。効果に関する定量的情報によって、企業等の環境保全対策のコスト対効果を明らかにします。

(3) 総合的效果対比型：公表用C表

環境保全コストに対し環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果を対比する場合を想定したフォーマットです。総合的に環境保全対策のコスト対効果を明らかにしようとするものです。

環境保全コスト主体型フォーマット (公表用A - 1表)

集計範囲:()
 対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 単 位:()円

環 境 保 全 コ ス ト			
分 類	主な取組の内容及びその効果	投資額	費用額
(1) 事業エリア内コスト			
内 訳	(1)-1 公害防止コスト		
	(1)-2 地球環境保全コスト		
	(1)-3 資源循環コスト		
(2) 上・下流コスト			
(3) 管理活動コスト			
(4) 研究開発コスト			
(5) 社会活動コスト			
(6) 環境損傷対応コスト			

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他コストとして記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示します。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		
(1)-3に係る有価物等の売却額		
(2)に係る有価物等の売却額		

集計範囲:()
 対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 単 位:()円

		環 境 保 全
分 類		
(1) 事業エリア内コスト	(1)-1 公害防止コスト	大気汚染防止(酸性雨防止を含む)のためのコスト
		水質汚濁防止のためのコスト
		土壌汚染防止のためのコスト
		騒音防止のためのコスト
		振動防止のためのコスト
		悪臭防止のためのコスト
		地盤沈下防止のためのコスト
		その他の公害防止のためのコスト
	小 計	
	(1)-2 地球環境保全コスト	地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト
		オゾン層破壊防止のためのコスト
		その他の地球環境保全のためのコスト
	小 計	
	(1)-3 資源循環コスト	資源の効率的利用のためのコスト
		産業廃棄物のリサイクル等のためのコスト
一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト		
産業廃棄物の処理・処分のためのコスト		
一般廃棄物の処理・処分のためのコスト		
その他の資源循環に資するコスト		
小 計		
(1)-1～(1)-3までの合計		
(2) 上・下流コスト	環境物品等の調達購入(グリーン購入)に伴い発生した通常の購入との差額コスト	
	環境物品等を提供するための追加コスト	
	容器包装等の低環境負荷化のための追加コスト	
	製品・商品等の回収、リサイクル、再商品化、適正処理のためのコスト	
	その他の上・下流コスト	
	小 計	
(3) 管理活動コスト	環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト	
	環境情報の開示及び環境広告のためのコスト	
	環境負荷監視のためのコスト	
	従業員への環境教育等のためのコスト	
	事業所及び事業所周辺の自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト	
小 計		
(4) 研究開発コスト	環境保全に資する製品等の研究開発コスト	
	製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発コスト	
	その他、物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コスト	
小 計		
(5) 社会活動コスト	事業所及び事業所周辺を除く自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト	
	環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト	
	地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト	
小 計		
(6) 環境損傷対応コスト	自然修復のためのコスト	
	環境保全に関する損害賠償等のためのコスト	
	環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料	
小 計		

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他コストとして記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示します。

項 目	内 容
当該期間の投資額の総額	
当該期間の研究開発費の総額	
(1)-3に係る有価物等の売却額	
(2)に係る有価物等の売却額	

環境保全効果対比型フォーマット (公表用B表)

集計範囲:()
 対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 単 位:()円

環 境 保 全 コ ス ト			
分 類	主な取組の内容	投資額	費用額
(1) 事業エリア内コスト			
内 訳	(1)-1 公害防止コスト		
	(1)-2 地球環境保全コスト		
	(1)-3 資源循環コスト		
(2) 上・下流コスト			
(3) 管理活動コスト			
(4) 研究開発コスト			
(5) 社会活動コスト			
(6) 環境損傷対応コスト			

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他コストとして記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示します。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		
(1)-3に係る有価物等の売却額		
(2)に係る有価物等の売却額		

環 境 保 全 効 果			
効果の内容 ^{*1}		環境保全効果を表す指標	
		指標の分類	指標の値 ^{*2}
(1) 事業エリア内コストに対応する効果	事業活動に投入する資源に関する効果	エネルギーの投入	
		水の投入	
		各種資源の投入	
	事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する効果	大気への排出等	
水域、土壌への排出			
廃棄物等の排出			
	その他		
(2) 上・下流コストに対応する効果	事業活動から産出する財・サービスに関する効果 ^{*3}		
		その他	
(3) その他の環境保全効果	輸送その他に関する効果		
		その他	

*1 環境保全効果を、環境保全コストの各分類に対応させて集計するのが実務上困難な場合は、環境保全効果を、上表の(1)～(3)に分けなくても構いません。

*2 量で表す指標の場合は、基準期間と当期とで環境負荷の総量の差として記載します。なお、原単位を比較した差を併記することも可能です。

*3 事業活動から産出する財・サービスの使用時、廃棄時の環境保全効果の算定には、仮定が多く含まれるので、他の効果と判別できるようにします。

集計範囲:()
 対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 単 位:()円

環 境 保 全 コ ス ト			
分 類	主な取組の内容	投資額	費用額
(1) 事業エリア内コスト			
内 訳	(1)-1 公害防止コスト		
	(1)-2 地球環境保全コスト		
	(1)-3 資源循環コスト		
(2) 上・下流コスト			
(3) 管理活動コスト			
(4) 研究開発コスト			
(5) 社会活動コスト			
(6) 環境損傷対応コスト			

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他コストとして記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示します。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		

環境保全効果			
効果の内容 ^{*1}		環境保全効果を表す指標	
		指標の分類	指標の値 ^{*2}
(1) 事業エリア内コストに対応する効果	事業活動に投入する資源に関する効果	エネルギーの投入	
		水の投入	
	各種資源の投入		
事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する効果	その他	大気への排出等	
		水域、土壌への排出	
		廃棄物等の排出	
(2) 上・下流コストに対応する効果	事業活動から産出する財・サービスに関する効果 ^{*3}		
		その他	
(3) その他の環境保全効果	輸送その他に関する効果		
		その他	

*1 環境保全効果を、環境保全コストの各分類に対応させて集計するのが実務上困難な場合は、環境保全効果を、上表の(1)～(3)に分けなくても構いません。

*2 量で表す指標の場合は、基準期間と当期とで環境負荷の総量の差として記載します。なお、原単位を比較した差を併記することも可能です。

*3 事業活動から産出する財・サービスの使用時、廃棄時の環境保全効果の算定には、仮定が多く含まれるので、他の効果と判別できるようにします。

環境保全対策に伴う経済効果 - 実質的効果		
効果の内容		金 額
収益	主たる事業活動で生じた廃棄物のリサイクル又は使用済み製品等のリサイクルによる事業収入	
費用節減	省エネルギーによるエネルギー費の節減	
	省資源又はリサイクルに伴う廃棄物処理費の節減	

環境保全コストの内部集計用フォーマット

環境保全コストを自社内で集計する際に活用していただくため、環境保全コストの内部集計用フォーマットを添付します。

この内部集計表における横軸の勘定科目は、あくまでも例示であり、まず分類に即して自社のどのような取組が該当するのかを検討の上、勘定科目の取捨選択、あるいは追加を行います。

表1 - 1:公害防止コスト(事業エリア内コストのひとつ)

	取組の内容	投資額	費 維				
			減価償却費	設備リース費	人件費		電力費
大気汚染防止(酸性雨防止を含む)のためのコスト							
水質汚濁防止のためのコスト							
土壌汚染防止のためのコスト							
騒音防止のためのコスト							
振動防止のためのコスト							
悪臭防止のためのコスト							
地盤沈下防止のためのコスト							
その他の公害防止のためのコスト							
合計							

表1 - 2:地球環境保全コスト(事業エリア内コストのひとつ)

	取組の内容	投資額	費 維				
			減価償却費	設備リース費	人件費		電力費
地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト							
オゾン層破壊防止のためのコスト							
その他の地球環境保全のためのコスト							
合計							

* 地球温暖化防止のためのコストとしては、温室効果ガスの排出抑制、吸収・固定のためのコスト等があります。

表1-3-1:資源循環コスト(事業エリア内コストのひとつ)

	取組の内容	投資額	費			
			減価償却費	設備リース費	維	
					人件費	電力費
資源の効率的利用のためのコスト						
産業廃棄物のリサイクル等のためのコスト						
一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト						
産業廃棄物の処理・処分のためのコスト						
一般廃棄物の処理・処分のためのコスト						
その他の資源循環に資するコスト						
合計						

- * 資源の効率的利用のためのコストの範囲には、生産段階において廃棄物の発生そのものを抑制する取組のコストや、水の循環的利用のためのコストが該当します。例えば、原材料等の歩留り向上や、節水、雨水利用のコスト等が挙げられます。
- * 及び の廃棄物のリサイクル等のためのコストの範囲には、再使用、再生利用のためのコスト等が該当します。例えば、リサイクル目的のための外部委託コストが挙げられます。
- * 及び の廃棄物の処理・処分のためのコストの範囲には、廃棄物の中間処理のためのコスト(リサイクル等のためのコストを除く)及び、最終処分のためのコストが該当します。例えば、熱回収、汚泥の脱水や埋め立てのためのコストが挙げられます。

表1-3-2:有価物等の売却額

品 目	売却量(kg)	売却額
合 計		

回収した製品・商品等の中間処理によって得られた有価物を売却した場合には、その金額を記載します。なお、廃棄物等の中間処理によって得られた有価物等を売却した収入は、環境保全対策に伴う経済効果に該当しますので、～ の資源循環コストとは相殺できません。

用 額								その他	(費用額合計)
持	運	営			費				
水道光熱費	下水道料金	委託費	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		

表2 - 1:上・下流コスト

	取組の内容	投資額	費 維		
			減価償却費	設備リース費	直接人件費
環境物品等の調達購入(グリーン購入)に伴い発生した通常の購入との差額コスト					
環境物品等を提供するための追加的コスト					
容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト					
製品・商品等の回収、リサイクル、再商品化、適正処理のためのコスト					
その他の上・下流コスト					
合計					

* 及び において、追加的コストとしたのは、より高い水準の環境保全対応を行う場合に、投資額及び費用額の増加分を把握（測定）し、それによる環境保全対策に係る効果と対比できるようにするもので、こうした趣旨を踏まえ個々の実状に応じ判断します。

* 業界団体等が行う ～ に関連した環境保全活動に資するための負担金は、その他の上・下流コストに含めます。

表2 - 2:有価物等の売却額

品 目	売却量 (k g)	売却額
合 計		

回収した製品・商品等の中間処理によって得られた有価物等を売却した場合は、その金額を記載します。なお、回収した製品・商品等の中間処理によって得られた有価物の売却収入は、環境保全対策に伴う経済効果に該当しますので、上・下流コストとは相殺できません。

用 額								その他	(費用額合計)
持	運	営	費						
電力費	水道光熱費	下水道料金	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		

表3:管理活動コスト

	取組の内容	投資額	費用			
			構築のためのコンサル費用	セミナー受講料・旅費交通費	会議費	社員啓発に係る費用
環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト						
	取組の内容	投資額	費用			
			コンサル費用	セミナー受講料・旅費交通費	会議費	広告宣伝費
環境情報の開示及び環境広告のためのコスト						
	取組の内容	投資額	費用			
			減価償却費	設備リース費	人件費	電力費
環境負荷監視のためのコスト						
	取組の内容	投資額	費用			
			講師料	人件費	会場費	資料代・印刷費等
従業員への環境教育等のためのコスト						
	取組の内容	投資額	費用			
			減価償却費	設備リース費	人件費	資料代・印刷費等
事業所及び事業所周辺の自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト						
合計						

* は、個別の環境負荷項目を監視するためのコストであり、化学物質の環境への排出量・移動量を把握する（PRTR 等）ためのコストを含みます。

表4:研究開発コスト

	取組の内容	投資額	費用			
			減価償却費	設備リース費	人件費	電力費
環境保全に資する製品等の研究開発コスト						
製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発コスト						
その他、物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コスト						
合計						

額									(費用額合計)
認証取得費用・ サーベランス費用	人件費	その他							
額									(費用額合計)
人件費	その他								
額									(費用額合計)
持 運 営 費								その他	
水道光熱費	下水道料金	委託費	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		
額									(費用額合計)
参加者旅費交 通費	その他								
額									(費用額合計)
調査費	その他								

額									(費用額合計)
持 運 営 費								その他	
水道光熱費	下水道料金	委託費	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		

表5:社会活動コスト

	取組の内容	投資額	費			
事業所及び事業所周辺を除く自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト						
環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト						
地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト						
合計						

表6:環境損傷対応コスト

	内容	金額
自然修復のためのコスト		
環境保全に関する損害賠償等のためのコスト		
環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料		
合計		

用 額									(費用額合計)